

大磯町環境基本条例

私たちのまち大磯は、緑豊かな高麗、鷹取の山なみや、こゆるぎの浜に象徴される美しいなぎさと、温暖な気候に恵まれた自然環境を背景に、多くの歴史的文化遺産を有し、湘南のまちとして着実な発展を遂げてきました。

しかしながら、豊かさや快適さを求める暮らしは、資源やエネルギーを大量に消費するとともに、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となり、今や、身近な自然の減少や、廃棄物の増大、自動車排出ガスによる大気汚染や生活排水による水質汚濁などの都市・生活型の環境問題から、地球の温暖化、オゾン層の破壊などの地球的な規模の環境問題にまで拡大し、このままでは、将来の世代に取り返しのつかない影響を及ぼすことが懸念されるまでに至っています。

もとより、私たちは、良好な環境の下で安全で健康かつ快適な文化的生活を営む権利を有するとともに、良好な環境を保全し、これを将来の世代に引き継ぐ責務を担っています。

私たちは、自らが環境に負荷を与えている存在であることを深く認識し、良好なまちの環境、そして人類の生存基盤である地球環境を保全することの大切さを学ぶとともに、自然と共存し、持続可能な循環型社会をつくりあげていかなければなりません。

このような認識のもとに、私たちは、共に力を合わせて環境の保全及び創造を推進し、さらに良好で快適な環境を実現するため、ここに、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、町、町民、事業者及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の安全で健康かつ快適な文化的生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- （2） 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の安全で健康かつ快適な文化的生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、すべての町民が安全で健康かつ快適な文化的生活を営むことができる良好な環境を維持し、これを将来の世代へ継承していくことを旨として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる社会の実現を旨として、公害の防止、環境負荷の低減及び自然や社会の間での物質循環に配慮した取組みによって行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、生態系並びに地域の自然的条件及び社会的条件に配慮し、自然と共存する町を実現することを旨として行われなければならない。

4 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、町、町民及び事業者のすべての活動において、地域環境の改善と関連させながら積極的に推進されなければならない。

5 環境政策は、地域社会の自主性、施策の総合性、科学的予見性及び町民参加によって行われなければならない。

6 町の施策は、環境政策を基底として、これを最大限に尊重して行われなければならない。

（町の責務）

第4条 町は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

2 町は、環境への影響に関わる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全及び創造に配慮し、環境への負荷の低減その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（町民の責務）

第5条 町民は、その日常生活において、公害の防止その他環境の保全及び創造に努めなければならない。

2 町民は、その日常生活において、廃棄物の発生の抑制、再生利用その他環境への負荷の低減に資するよう努めなければならない。

3 町民は、地域における環境の保全及び創造に資するよう自ら努めるとともに、町が行うこれらの施策に積極的に参加し、協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、自らの事業活動に伴って生ずる公害を防止し、環境保全上の支障が生じないように事業活動を行う場所を選定し、環境資源の活用その他事業活動が環境に配慮されたものとなるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動において廃棄物の発生の抑制、再生利用の促進等を図り、その他事業活動による環境への負荷の低減に資するよう努めなければならない。

3 事業者は、敷地内の緑化の推進や地域における環境の保全及び創造に資するよう自ら努めるとともに、町が行うこれらの施策に積極的に参加し、協力する責務を有する。

（滞在者の責務）

第7条 滞在者は、町における環境の保全及び創造に資するよう自ら努めるとともに、町が行うこれらの施策に積極的に参加し、協力する責務を有する。

（基本課題）

第8条 町は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる基本課題について施策を推進するものとする。

（1） なぎさ及び磯を中心とした海・浜の良好な環境の保全及び創造

（2） 森林及び山地を中心とした緑地の良好な環境の保全及び創造

（3） 河川及び地下水の良好な環境の保全及び創造

（4） 廃棄物の発生の抑制、適正処理及びリサイクル並びにエネルギーの有効利用の推進

（5） 公害の発生の防止

（6） 日常生活及び事業活動から生ずる環境負荷の低減

（7） 歴史的環境と美しい景観の保全及び創造

（8） 全町民が環境問題に取り組む意識の形成及び環境施策への参加の推進

（環境基本計画）

第9条 町長は、基本課題への取組みを総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1） 環境の保全及び創造に関する目標及び基本方針並びに総合的な施策の大綱

（2） その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ町民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「町民等」という。）の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、大磯町環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

5 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（実施計画等）

第10条 町長は、前条の環境基本計画を推進するため、必要に応じて実施計画又は指針等を定めるものとする。

2 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画及び実施計画等との整合を図るものとする。

（規制措置等）

第11条 町は、環境保全上の支障を防止するため、必要な規制及び誘導の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 町は、環境への負荷の低減を図るため、町民及び事業者に係る適正な経済的負担の措置について調査及び研究を行い、特に必要があるときは、その措置を講ずるよう努めるものとする。

（監視体制の整備等）

第12条 町は、公害その他の環境の状況を適切に把握するため、監視、測定等に関する必要な体制の整備に努めるものとする。

（参加協力体制）

第13条 良好な環境の保全及び創造は、町、町民等及び滞在者の間での参加協力によって実現されなければならない。

2 町は、環境の保全及び創造に関する施策が、町民等及び滞在者の参加協力により、効果的に推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（調査研究の充実等）

第14条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に推進するため、必要な情報の収集及び調査研究を行うとともに、これらの成果の普及に努めるものとする。また、必要に応じて全般的あるいは個別的な環境問題の現状について、町民等の参加協力を得て報告書を作成するものとする。

（環境教育及び学習）

第15条 町は、町民等が環境への理解を深めることにより、環境に配慮した生活又は行動が促進されるように教育機関等と協力し、環境に関する教育並びに学習の推進及び充実に努めるものとする。

（環境情報の整備）

第16条 町は、環境に関する教育及び学習の振興並びに町民等の自発的活動が促進されるようにするため、個人並びに法人の権利及び利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造についての必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

（推進及び調整体制の整備）

第17条 町は、前条に定めるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進し、調整するための必要な体制を整備するものとする。

（自治体間の協力等）

第18条 町は、地球環境の保全その他広域的な取組みを必要とする施策の実施に当たっては、国、他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(環境審議会)

第19条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条に基づき、審議会を置く。

2 審議会は町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する事項

3 審議会は、環境の保全及び創造に関する事項について、町長に意見を述べることができる。

4 審議会の委員は、学識経験者及び町民等の者のうちから、町長が委嘱する。

5 前各号に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年大磯町条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表中

「 を 」	防災会議専門委員	日額 7,300円	同上	」
	環境審議会委員	日額 7,300円	同上	」

に改める。

附 則（平成17年3月14日条例第3号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。